

第4期中(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

# 半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年12月27日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

# 目 次

頁

## 第 4 期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第 2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	31
3 【対処すべき課題】	31
4 【経営上の重要な契約等】	32
5 【研究開発活動】	32
第 3 【設備の状況】	33
1 【主要な設備の状況】	33
2 【設備の新設、除却等の計画】	34
第 4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
(1) 【株式の総数等】	35
(2) 【新株予約権等の状況】	46
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	46
(4) 【大株主の状況】	46
(5) 【議決権の状況】	49
2 【株価の推移】	51
3 【役員の状況】	53
第 5 【経理の状況】	54
1 【中間連結財務諸表等】	55
(1) 【中間連結財務諸表】	55
【中間連結貸借対照表】	55
【中間連結損益計算書】	57
【中間連結剰余金計算書】	58
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	59
(2) 【その他】	113
2 【中間財務諸表等】	114
(1) 【中間財務諸表】	114
【中間貸借対照表】	114
【中間損益計算書】	116
(2) 【その他】	126
第 6 【提出会社の参考情報】	127
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	129
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	131
当中間連結会計期間	133
前中間会計期間	135
当中間会計期間	137

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年12月27日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 川 田 憲 治

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268 - 7400(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役業務サービス部長 石 井 進

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287 - 2131(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社  
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	639,264	616,425	533,029	1,259,259	1,138,199
うち連結信託報酬	百万円	15,855	12,933	14,395	37,721	32,763
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	22,358	1,235,821	248,527	510,143	1,111,877
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	13,518	1,769,641	210,847		
連結当期純損失	百万円				837,633	1,663,964
連結純資産額	百万円	1,026,915	642,083	1,014,990	310,842	813,055
連結総資産額	百万円	41,786,684	39,944,814	38,909,539	42,891,933	39,841,837
1株当たり純資産額	円	28.10	170.30	133.90	103.76	151.65
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	2.49	247.61	18.53		
1株当たり当期純損失	円				154.66	181.05
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	1.49		8.62		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (第二基準)	%	7.92	6.27	8.84	3.78	7.74
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,018,026	1,623,110	364,576	165,637	762,333
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	129,281	290,107	539,073	36,199	817,162
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	143,239	1,914,390	18,952	244,744	1,912,702
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,764,528	2,932,127	1,798,926		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				2,350,512	2,683,520
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	24,990 [13,658]	23,199 [13,447]	16,712 [13,567]	23,692 [13,269]	18,025 [12,400]
合算信託財産額	百万円	23,882,079	24,245,559	26,159,963	25,154,826	25,719,866

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、平成14年度、平成15年度及び平成15年度中間連結会計期間については、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第二基準を採用しております。
- 5 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
営業収益	百万円	6,631	25,842	26,194	13,078	32,566
経常利益	百万円	1,059	18,061	17,126	1,787	16,464
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	808	1,480,757	5,080		
当期純損失	百万円				1,153,552	1,463,902
資本金	百万円	720,000	1,288,473	327,201	720,499	1,288,473
発行済株式総数	千株	普通株式 5,635,053 優先株式 1,131,319	普通株式 11,354,336 優先株式 9,449,115	普通株式 11,375,110 優先株式 9,443,923	普通株式 5,653,589 優先株式 1,131,310	普通株式 11,375,069 優先株式 9,443,933
純資産額	百万円	1,501,781	677,405	699,231	348,362	694,212
総資産額	百万円	1,832,745	1,246,515	1,349,074	700,952	1,345,960
1株当たり中間配当額	円	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式		

回次		第 2 期中	第 3 期中	第 4 期中	第 2 期	第 3 期
決算年月		平成14年 9 月	平成15年 9 月	平成16年 9 月	平成15年 3 月	平成16年 3 月
1 株当たり配当額	円				普通株式	普通株式
					甲種第一回優先株式	甲種第一回優先株式
					乙種第一回優先株式	乙種第一回優先株式
					丙種第一回優先株式	丙種第一回優先株式
					丁種第一回優先株式	丁種第一回優先株式
					戊種第一回優先株式	戊種第一回優先株式
					己種第一回優先株式	己種第一回優先株式
					第 1 種第一回優先株式	
					第 2 種第一回優先株式	
					第 3 種第一回優先株式	
自己資本比率	%	81.9	54.3	51.8	49.7	51.6
従業員数	人	340	285	256	292	228

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2 【事業の内容】

当社は当中間連結会計期間までに、リスクファクターの徹底的な排除、ならびに自前主義からの決別という観点から関係会社の整理・再編を進めてまいりました。この結果、当社グループが営む事業の内容の大部分を銀行信託業務が占めることとなりました。

なお、これにより事業の種類別セグメント情報を省略することができる基準に該当することとなったため、当中間連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

大和銀総合管理株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社、りそなビデオ・カルチャー株式会社、コスモ証券株式会社、津山証券株式会社、コスモエンタープライズ株式会社、株式会社大和銀カード、株式会社大阪カードサービス、あさひ銀ビル管理株式会社

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、上記の詳細及びその他の変更は以下の通りであります。

大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社、りそなビデオ・カルチャー株式会社は平成16年4月に合併し、りそなビジネスサービス株式会社となりました。

あさひ銀保証株式会社は平成16年4月に商号変更し、りそな保証株式会社となりました。

あさひ総合管理株式会社は平成16年4月に商号変更し、りそなトータルメンテナンス株式会社となりました。

コスモ証券株式会社は、株式売却により、当社の関係会社に該当しないこととなりました。これに伴い、津山証券株式会社、コスモエンタープライズ株式会社も当社の関係会社に該当しないこととなりました。

あさひ銀ビル管理株式会社は平成16年7月に株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。

あさひカード株式会社、株式会社大和銀カード、株式会社大阪カードサービスは平成16年7月に合併し、りそなカード株式会社となりました。



#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	16,712 [13,567]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,571人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	256
---------	-----

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であります。  
2 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、景気の回復基調が強まった前連結会計年度の流れが継続しましたが、IT関連需要が減速したことや原油価格が高騰したことから、成長ペースは一服し、緩やかな回復に止まりました。米国では、懸念されていた雇用情勢が増勢に転じ、個人消費の下支えとなったものの、テロ懸念が燻るなか、加速するまでには至りませんでした。アジアは、比較的高い成長が維持されましたが、牽引役となっていた中国当局が景気過熱を抑制する動きを強めました。

わが国経済は、世界的な景気回復を反映して、設備投資や生産活動の増勢が続きました。夏場以降、海外景気回復テンポが鈍化したことや、IT関連企業が在庫調整を進めたことで、企業活動は慎重となりましたが、雇用環境の改善を受けてマインドが上向き個人消費は好調に推移しました。国内物価は、素材・中間財価格が上昇しているものの、最終財や消費者物価への波及は限定的に止まり、総じて緩やかなデフレが続きました。

日本銀行は、引き続き量的緩和を実施し、日銀当座預金は概ね33兆円前後で推移しました。潤沢な資金が供給されたため、無担保コール翌日物金利は引き続きゼロ%近辺で推移し、ターム物金利も総じて落ち着いた地合いが続きました。

一方、株価は、景気回復が加速するとの期待から、日経平均株価が12,000円台を回復する場面も見られました。しかし、予想対比弱めの経済指標を受けて、景気の先行きに対する警戒感が広がり、期末にかけて11,000円を挟んだ動きとなりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)も、景況感の改善を受けて、1.9%台まで上昇しましたが、結局期初の水準である1.4%台まで低下しました。為替は期初米国金利の先高観から円安が進行しましたが、米国大統領選を控えていたことから、徐々に110円前後のレンジ相場に移行しました。

#### (経営方針)

このような金融経済環境のもと、当社グループは、17年3月末までを集中再生期間と位置づけ、「持続的な黒字経営への体質転換」、「透明性の高いスピード感ある経営の実現」、「銀行業から金融サービス業への進化」の3つの経営の姿の実現を目指し、新経営陣の下で、抜本的な財務改革やリストラ等の内部改革を断行するとともに、金融サービス業への進化に向けたさまざまな業務改革に積極的に取り組んでまいりました。これらの取り組みについては以下の通りです。

まず、「持続的な黒字経営への体質転換」につきましては、不良債権や保有株式等のリスク要因の最小化とリテール業務に相応しい低コスト体質の実現により、持続的な黒字経営体質に生まれ変わることを目指して、様々な取り組みを行なってまいりました。

当社グループ最大の課題であった不良債権問題については、16年9月末の開示債権残高が1兆3,147億円、不良債権比率は4.8%(いずれもグループ合算)となり、集中再生期間のスタートである前年度中間期対比で、残高が約2兆円減少、不良債権比率は6.4ポイント低下しており、集中再生期間における不良債権比率の目標値である3%台到達が視野に入っております。

保有規制対象株式のグループ合算残高は、16年9月末で約5,700億円まで圧縮されており、既に株式保有規制を十分クリアする水準まで低下しております。16年9月末現在、株式評価損益は約2,000億円程度の評価益となっており、市場環境も概ね安定しておりますが、株式の持ち合い解消につきましては、お客さまのご理解をいただきながら今後も計画通りに進め、17年3月末までに当該残高を4,000億円の水準まで圧縮する計画です。

ローコスト・オペレーションの実現に向けた取組みとしては、人事制度改革による従業員処遇および年金制度の見直し、関連会社の整理に伴う業務委託費の削減、システムのアウトソーシング実施によるシステム関連経費の削減など、将来コスト軽減を主眼とする施策を実施いたしました。こうした取組みにより、16年9月期の傘下銀行合算経費率(OHR：経費/業務粗利益)は46.7%となり、前年同期比17.3%の減少となりました。

次に、「透明性の高いスピード感ある経営の実現」に向けては、適切な経営管理機能と牽制機能を発揮させるための仕組みの強化(ガバナンスとコンプライアンスの強化)と組織風土の変革に取り組んでまいりました。当社およびりそな銀行につきましては、邦銀で初めて委員会等設置会社へ移行しております。指名・報酬・監査の各委員会のみならず、取締役会についても社外取締役が過半数を占める経営体制となっております。取締役会においては、法令上求められる重要事項に係る意思決定と業務執行状況報告等を行っております。また、社外取締役の皆さまからは、様々な分野での実績に基づく貴重なご意見をいただき、活発な議論を積み重ねる重要な機会となっております。

東証適時開示規則等で定められる強制開示項目の開示に止まらず、経営トップによる月例のブリーフィング(記者会見)を開催するなど、お客さまや株主の皆さまへ幅広くかつ迅速に経営情報を提供すべく、あらゆる媒体を通じて積極的な情報開示に取り組んでおります。

また、りそな銀行および埼玉りそな銀行では、16年4月より「地域運営」を導入し、お客さまに最も近く、ニーズを的確に把握できる地域の責任者(地域CEO)に大幅な権限委譲を行ないました。地域特性を踏まえつつ、柔軟でスピード感ある分社型経営の実現に向けて取組みを開始しております。

「銀行業から金融サービス業への進化」については、サービス業の原点に立ち返り、お客さまにとって本当に価値のあるサービスを提供できる体制を構築するとともに、お客さまに対応する姿勢や、店舗に代表されるチャネルの在り方等を含めて、「好感度NO.1銀行」を目指して様々な施策に取り組んでおります。

具体的には「営業時間の延長」「待ち時間ゼロ運動」「軽量化店舗の展開」「商品・サービス提供力の向上に向けた各業界におけるトップクラス企業との提携」など、従来の銀行業の慣例や常識を打ち破る施策に取り組んでおります。さらに、若手を中心とした「りそな再生プロジェクトチーム」による経営陣への提言や、直面する経営課題への組織横断的な対応を行なうための「特命施策プロジェクトチーム」の制度化など、金融サービス業への進化に向け、変革に挑戦していく組織風土の確立に努めております。

現時点において全ての挑戦が完了したわけではありませんが、当社グループの最大の課題であった不良債権問題について17年3月末の不良債権比率の目標達成が確実に視野に入ったこと、17年3月期の業績について計画を大きく上回る最終利益を確保できる見込みであることなどから、更なる飛躍のための基礎づくりは着実に進展させることができたと考えております。

こうした様々な改革の成果を踏まえ、将来ビジョンとして「大阪・埼玉・東京を中心とする地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいります。その達成のため、「地域とサービスを軸にしたお客さま発・地域発の運営」、「サービスの質とローコスト運営による生産性の徹底追求」、「サービスカルチャーへの転換」を今後の中期的な経営戦略としてまいります。

(業績)

当社グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、新経営陣のもと、抜本的財務改革やリストラ等の内部改革を断行するとともに、旧来の慣行にとられない、新たな収益モデルの構築に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、これらに伴い、以下のとおりとなりました。

総資産は38兆9,095億円と前連結会計年度末比9,322億円減少いたしました。

運用面では、貸出金が前連結会計年度末比5,958億円減少し25兆4,071億円となった一方、有価証券が前連結会計年度末比5,574億円増加し、8兆1,935億円となっております。

調達面につきましては、預金と譲渡性預金を合わせた資金量は32兆6,902億円と前連結会計年度末比6,547億円減少いたしました。これは預金が前連結会計年度末比8,570億円減少したことによるものです。なお、定期預金は前連結会計年度末比74億円減少し、13兆645億円となっております。

資本勘定は前連結会計年度末比2,019億円増加し、1兆149億円となりました。これは期初予想を大幅に上回る中間純利益を計上したことによるものです。なお、1株当たり純資産額は133円90銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比833億円減少し、5,330億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息を中心とした資金運用収益が3,045億円、役務取引等収益が858億円などとなっております。また、保有株式の積極的な売却により、持ち合い株式等の解消を行ったことから、株式等売却益509億円を計上しております。

経常費用は、前中間連結会計期間比1兆5,677億円減少し、2,845億円となりました。これは前中間連結会計期間において将来のリスク・ファクターを積極的に排除すべく抜本的な不良債権処理を実施した一方で、当中間連結会計期間においては景気回復による企業業績の押し上げや企業再生支援の進捗等により不良債権の新規発生が減少し、貸倒引当金の戻入が発生するなど、不良債権処理が前中間連結会計期間比1兆2,936億円減少したこと、給与水準の引下げや人員削減などによる人件費の減少、システムのアウトソーシングによる償却負担の減少などにより営業経費が同925億円減少したことなどによるものです。なお、特別利益に貸倒引当金戻入益を135億円計上しており、特別損失には、年金制度改定により受給者の一部が加算年金部分を精算したことに伴う損失434億円を含んでおります。

以上の結果、連結経常利益は前中間連結会計期間比1兆4,843億円増加して2,485億円、連結中間純利益は前中間連結会計期間比1兆9,804億円増加して2,108億円となりました。また、1株当たり中間純利益は18円53銭となっております。

当社の経営成績につきましては、営業収益は前中間会計期間比3億円増加して261億円、経常利益は前中間会計期間比9億円減少して171億円となりましたが、関係会社株式評価損120億円を特別損失に計上したため、中間純利益50億円となりました。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、8.84%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金やコールマネー等の減少額が縮小したことなどから前中間連結会計期間比 1兆2,585億円支出が減少して、3,645億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が減少したことなどから、前中間連結会計期間比8,291億円支出が増加して、5,390億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間連結会計期間には株式の発行による収入がなかったことなどから、前中間連結会計期間比 1兆8,954億円収入が減少して、189億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末比8,845億円減少して、1兆7,989億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は2,809億円、海外は78億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ。)では2,748億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ143億円、77億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では602億円、187億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	282,173	8,073	6,601	283,644
	当中間連結会計期間	280,911	7,844	13,944	274,810
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	325,812	11,629	16,808	320,633
	当中間連結会計期間	317,533	11,309	24,274	304,568
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	43,638	3,556	10,206	36,988
	当中間連結会計期間	36,622	3,464	10,329	29,757
信託報酬	前中間連結会計期間	12,933			12,933
	当中間連結会計期間	14,395			14,395
役務取引等収支	前中間連結会計期間	59,092	209		59,302
	当中間連結会計期間	60,069	142		60,211
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	84,733	264	56	84,942
	当中間連結会計期間	85,699	171		85,871
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	25,640	55	56	25,639
	当中間連結会計期間	25,629	29		25,659
特定取引収支	前中間連結会計期間	12,470			12,470
	当中間連結会計期間	7,771			7,771
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	12,471			12,471
	当中間連結会計期間	7,776			7,776
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間	4			4
その他業務収支	前中間連結会計期間	27,228	278		27,507
	当中間連結会計期間	18,553	174		18,727
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	65,890	278		66,169
	当中間連結会計期間	32,603	174		32,778
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	38,661			38,661
	当中間連結会計期間	14,050			14,050

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。  
 3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に34兆2,714億円(相殺消去前)となりました。このうち、国内は33兆7,326億円、海外は5,388億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に36兆2,275億円(相殺消去前)となりました。このうち、国内は35兆9,577億円、海外は2,698億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.87%、海外は4.18%、合計では1.79%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.20%、海外は2.56%、合計では0.16%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	35,225,546	325,812	1.84
	当中間連結会計期間	33,732,666	317,533	1.87
うち貸出金	前中間連結会計期間	28,004,070	289,025	2.05
	当中間連結会計期間	25,430,090	267,797	2.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	6,730,106	32,196	0.95
	当中間連結会計期間	7,482,412	42,318	1.13
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	168,316	7	0.00
	当中間連結会計期間	383,515	159	0.08
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27	0	0.00
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	11,118	1	0.02
	当中間連結会計期間	13,837	2	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	185,585	1,000	1.07
	当中間連結会計期間	224,431	1,275	1.13
資金調達勘定	前中間連結会計期間	37,267,367	43,638	0.23
	当中間連結会計期間	35,957,778	36,622	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	32,871,548	19,456	0.11
	当中間連結会計期間	31,628,055	16,713	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	479,616	187	0.07
	当中間連結会計期間	1,211,038	217	0.03
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,671,532	268	0.03
	当中間連結会計期間	855,348	246	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	322,252	18	0.01
	当中間連結会計期間	458,456	14	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	306,608	207	0.13
	当中間連結会計期間	186,910	306	0.32
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	1,606	0	0.04
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	936,401	11,853	2.52
	当中間連結会計期間	780,327	9,539	2.43

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。  
 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。  
 3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	561,851	11,629	4.12
	当中間連結会計期間	538,801	11,309	4.18
うち貸出金	前中間連結会計期間	291,356	4,201	2.87
	当中間連結会計期間	266,814	3,775	2.82
うち有価証券	前中間連結会計期間	257,276	6,986	5.41
	当中間連結会計期間	255,421	7,098	5.54
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,983	286	11.47
	当中間連結会計期間	7,286	262	7.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	6,843	116	3.39
	当中間連結会計期間	7,966	151	3.78
資金調達勘定	前中間連結会計期間	281,785	3,556	2.51
	当中間連結会計期間	269,818	3,464	2.56
うち預金	前中間連結会計期間	19,203	207	2.15
	当中間連結会計期間	16,736	129	1.53
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,877	16	1.71
	当中間連結会計期間	1,611	9	1.21
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	15,580	194	2.49
	当中間連結会計期間	15,603	190	2.42

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。



合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	35,787,398	546,844	35,240,553	337,441	16,808	320,633	1.81
	当中間連結会計期間	34,271,467	509,205	33,762,262	328,842	24,274	304,568	1.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	28,295,426	255,563	28,039,862	293,226	3,211	290,015	2.06
	当中間連結会計期間	25,696,905	245,557	25,451,347	271,572	3,215	268,357	2.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	6,987,383	288,827	6,698,556	39,183	13,582	25,600	0.76
	当中間連結会計期間	7,737,834	260,906	7,476,927	49,416	21,038	28,378	0.75
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	173,299	2,010	171,289	294	14	280	0.32
	当中間連結会計期間	390,801	1,908	388,892	421		421	0.21
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27		27	0		0	0.00
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	11,118		11,118	1		1	0.02
	当中間連結会計期間	13,837		13,837	2		2	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	192,428	163	192,265	1,116		1,116	1.15
	当中間連結会計期間	232,398	754	231,643	1,426	20	1,405	1.21
資金調達勘定	前中間連結会計期間	37,549,153	513,572	37,035,580	47,195	10,206	36,988	0.19
	当中間連結会計期間	36,227,596	505,151	35,722,445	40,086	10,329	29,757	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	32,890,752	363	32,890,389	19,663		19,663	0.11
	当中間連結会計期間	31,644,792	1,146	31,643,646	16,842	20	16,822	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	479,616		479,616	187		187	0.07
	当中間連結会計期間	1,211,038		1,211,038	217		217	0.03
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,673,409	2,014	1,671,395	284	14	270	0.03
	当中間連結会計期間	856,960	1,908	855,051	256		256	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	322,252		322,252	18		18	0.01
	当中間連結会計期間	458,456		458,456	14		14	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	306,608		306,608	207		207	0.13
	当中間連結会計期間	186,910		186,910	306		306	0.32
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	1,606		1,606	0		0	0.04
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	951,981	255,560	696,420	12,048	73	11,975	3.42
	当中間連結会計期間	795,931	246,658	549,272	9,729	2,362	7,366	2.67

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は858億円、役務取引等費用合計は256億円となり、役務取引等収支合計では602億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	84,733	264	56	84,942
	当中間連結会計期間	85,699	171		85,871
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	10,802	12		10,814
	当中間連結会計期間	12,358			12,358
うち為替業務	前中間連結会計期間	22,653	156		22,809
	当中間連結会計期間	20,519	132		20,651
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	2,824			2,824
	当中間連結会計期間	6,628			6,628
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	11,699			11,699
	当中間連結会計期間	8,947			8,947
うち代理業務	前中間連結会計期間	3,491			3,491
	当中間連結会計期間	3,151			3,151
うち保護預り貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,204			2,204
	当中間連結会計期間	2,141			2,141
うち保証業務	前中間連結会計期間	8,239	7		8,247
	当中間連結会計期間	7,302			7,302
役務取引等費用	前中間連結会計期間	25,640	55	56	25,639
	当中間連結会計期間	25,629	29		25,659
うち為替業務	前中間連結会計期間	4,789	36		4,825
	当中間連結会計期間	4,597	25		4,623

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は77億円、特定取引費用は4百万円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	12,471			12,471
	当中間連結会計期間	7,776			7,776
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	2,453			2,453
	当中間連結会計期間	428			428
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	53			53
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	9,930			9,930
	当中間連結会計期間	7,320			7,320
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	33			33
	当中間連結会計期間	27			27
特定取引費用	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間	4			4
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4			4
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は6,271億円、特定取引負債は314億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	610,203			610,203
	当中間連結会計期間	627,187			627,187
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	15,702			15,702
	当中間連結会計期間	15,142			15,142
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	117			117
	当中間連結会計期間	1			1
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	52,465			52,465
	当中間連結会計期間	55,736			55,736
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	541,917			541,917
	当中間連結会計期間	556,307			556,307
特定取引負債	前中間連結会計期間	38,842			38,842
	当中間連結会計期間	31,476			31,476
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,679			2,679
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	22			22
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	36,138			36,138
	当中間連結会計期間	31,476			31,476
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	2			2
	当中間連結会計期間				

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	32,582,401	18,942	295	32,601,049
	当中間連結会計期間	31,680,378	16,585	2,007	31,694,956
うち流動性預金	前中間連結会計期間	18,069,047	11,947	295	18,080,700
	当中間連結会計期間	17,700,561	11,602	633	17,711,530
うち定期性預金	前中間連結会計期間	13,637,949	6,817		13,644,766
	当中間連結会計期間	13,067,557	4,846	1,373	13,071,030
うちその他	前中間連結会計期間	875,404	177		875,581
	当中間連結会計期間	912,259	136		912,395
譲渡性預金	前中間連結会計期間	510,896			510,896
	当中間連結会計期間	995,259			995,259
総合計	前中間連結会計期間	33,093,297	18,942	295	33,111,945
	当中間連結会計期間	32,675,637	16,585	2,007	32,690,216

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	26,970,730	100.00	25,364,683	100.00
製造業	3,382,200	12.54	2,896,957	11.42
農業	27,214	0.10	22,825	0.09
林業	4,620	0.02	4,231	0.02
漁業	4,595	0.02	4,045	0.02
鉱業	27,151	0.10	25,143	0.10
建設業	1,239,303	4.59	972,118	3.83
電気・ガス・熱供給・水道業	83,127	0.31	75,978	0.30
情報通信業	352,231	1.31	296,509	1.17
運輸業	824,086	3.06	796,612	3.14
卸売・小売業	3,309,056	12.27	2,959,221	11.67
金融・保険業	1,009,242	3.74	864,538	3.41
不動産業	3,664,004	13.58	2,802,576	11.05
各種サービス業	2,796,867	10.37	2,473,316	9.75
地方公共団体	648,069	2.40	695,235	2.74
その他	9,598,958	35.59	10,475,373	41.29
海外及び特別国際金融取引勘定分	65,523	100.00	42,426	100.00
政府等	5,921	9.04	5,744	13.54
金融機関	5,201	7.94	1,110	2.62
その他	54,400	83.02	35,570	83.84
合計	27,036,254		25,407,110	

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成15年9月30日	インドネシア	50,946
	アルジェリア	13
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	50,969
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.12)
平成16年9月30日	インドネシア	40,721
	アルジェリア	12
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	40,743
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.10)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

## (7) 国内・海外別有価証券の状況

## 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,630,681			3,630,681
	当中間連結会計期間	5,041,550			5,041,550
地方債	前中間連結会計期間	199,632			199,632
	当中間連結会計期間	273,841			273,841
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
社債	前中間連結会計期間	905,191			905,191
	当中間連結会計期間	1,306,722			1,306,722
株式	前中間連結会計期間	1,306,807			1,306,807
	当中間連結会計期間	1,019,538			1,019,538
その他の証券	前中間連結会計期間	362,996	1,600	13,328	351,268
	当中間連結会計期間	564,521	61	12,646	551,935
合計	前中間連結会計期間	6,405,309	1,600	13,328	6,393,581
	当中間連結会計期間	8,206,175	61	12,646	8,193,590

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。  
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。



(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	287,447	1.18	218,564	0.84
有価証券	2,870,613	11.84	4,145,835	15.85
信託受益権	19,937,258	82.23	20,459,043	78.21
受託有価証券	28	0.00	28	0.00
金銭債権	489,406	2.02	526,854	2.01
動産不動産	280,625	1.16	329,850	1.26
土地の賃借権	1,977	0.01	1,857	0.01
その他債権	4,805	0.02	11,819	0.04
銀行勘定貸	352,271	1.45	434,932	1.66
現金預け金	21,123	0.09	31,176	0.12
合計	24,245,559	100.00	26,159,963	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	8,818,738	36.37	10,324,555	39.47
年金信託	5,165,242	21.30	4,794,393	18.33
財産形成給付信託	2,213	0.01	1,940	0.01
投資信託	8,448,563	34.85	9,341,588	35.71
金銭信託以外の金銭の信託	383,919	1.58	114,911	0.44
有価証券の信託	222,680	0.92	273,649	1.04
金銭債権の信託	400,933	1.65	545,396	2.08
土地及びその定着物の信託	232,054	0.96	201,403	0.77
土地の賃借権の信託	4,935	0.02	4,949	0.02
包括信託	566,277	2.34	557,175	2.13
合計	24,245,559	100.00	26,159,963	100.00

(注) 1 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社  
当中間連結会計期間末 同上

2 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

3 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前中間連結会計期間末 19,933,261百万円

当中間連結会計期間末 20,456,027百万円

4 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 5,241,511百万円

当中間連結会計期間末 3,910,142百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

科目	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	4,504	1.57	3,200	1.46
農業	1,535	0.53	1,450	0.66
林業				
漁業	56	0.02		
鉱業				
建設業	3,213	1.12	2,455	1.12
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業	68	0.02	60	0.03
運輸業	1,404	0.49	249	0.11
卸売・小売業	7,301	2.54	5,613	2.57
金融・保険業	63,002	21.92	41,066	18.79
不動産業	44,892	15.62	33,172	15.18
各種サービス業	18,052	6.28	8,870	4.06
地方公共団体				
その他	143,420	49.89	122,429	56.02
合計	287,447	100.00	218,564	100.00

元本補てん契約のある信託の運用/受入の状況  
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	254,962	42.49	213,451	39.21
有価証券	125,605	20.93	30,973	5.69
その他	219,511	36.58	299,913	55.10
資産計	600,079	100.00	544,337	100.00
元本	598,919	99.81	543,913	99.92
債権償却準備金	770	0.13	646	0.12
その他	390	0.06	221	0.04
負債計	600,079	100.00	544,337	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金254,962百万円のうち、破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は12,451百万円、3ヵ月以上延滞債権額は763百万円、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。また、これらの債権額の合計は23,025百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金213,451百万円のうち、破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は4,233百万円、3ヵ月以上延滞債権額は419百万円、貸出条件緩和債権額は6,418百万円であります。また、これらの債権額の合計は11,496百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	97	14
危険債権	43	32
要管理債権	89	68
正常債権	2,319	2,019

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当社は、第二基準を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,288,473	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)		
	新株式払込金		
	資本剰余金	1,020,000	263,813
	利益剰余金	1,825,541	229,182
	連結子会社の少数株主持分	302,114	282,916
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 ( )	264,200	264,200
	その他有価証券の評価差損( )		
	自己株式払込金		
	自己株式( )	22,021	253
	為替換算調整勘定	1,207	2,311
	営業権相当額( )	78	12
	連結調整勘定相当額( )		
	計 (A)	761,739	1,100,535
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注2)	70,600	70,600	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	58,961	49,726
	一般貸倒引当金	150,285	140,983
	負債性資本調達手段等	715,891	715,068
	うち永久劣後債務 (注3)	482,191	482,168
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	233,700	232,900
	計	925,138	905,778
	うち自己資本への算入額 (B)	761,739	905,778
控除項目	控除項目 (注5) (C)	13,982	10,586
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,509,495	1,995,728
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	22,802,103	21,470,695
	オフ・バランス取引項目	1,243,574	1,086,607
	計 (E)	24,045,677	22,557,302
連結自己資本比率(第二基準) = D / E × 100(%)		6.27	8.84

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第13条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第14条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第15条第1項第1号に掲げる銀行持株会社等の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

( )優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Capital(Cayman) 1 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	679億円	706億円
払込日	平成14年9月27日	平成14年3月26日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書(注)1が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書(注)2が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式(注)3への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)4不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円	Series A 326億円 Series B 249億円	150億円
払込日	平成15年3月28日	平成15年3月28日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 <sup>(注)1</sup> が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 <sup>(注)2</sup> が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 <sup>(注)3</sup> への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 <sup>(注)4</sup> 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左	同左

(注) 1 損失吸収事由証明書

当社に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当社が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の 1 の場合には、その交付は当社の裁量による。)損失吸収事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。

清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に送付された場合

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

連結自己資本比率または基本的項目の比率が、適用ある銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

2 配当可能利益制限証明書

当社のある会計年度の可処分配当可能利益が、当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に、当社が発行体に交付する当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。

3 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

4 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、および清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当社グループでは、「地域とサービスを軸にしたお客さま発・地域発の運営」、「サービスの質とローコスト運営による生産性の徹底追求」、「サービスカルチャーへの転換」を目指し、企業価値の最大化に取り組んでまいります。本質的な収益力強化を目指して、基本コンセプトを「リストラから営業力強化へ」とし、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」の3つの改革に取り組んでまいります。

「地域を軸とした運営体制の強化」につきましては、グループ連結経営の確立と地域運営の更なる進化に取り組んでまいります。「地域特性を踏まえた分社経営」と「連結ベースでの効率的な運営体制」を両立させるべく、当社によるグループガバナンスのもと、複数の傘下銀行がそれぞれに競争しつつ、有機的に繋がるグループ連結経営を確立いたします。また、保証、債権回収、事務代行といった子会社等についても、当社による直接出資形態への変更を原則として実施し、グループ共通プラットフォーム機能としての位置づけを明確化します。16年4月より開始している地域運営をグループの組織運営上の基本活動と位置づけ、お客さまとの接点を最重視した運営を更に徹底することなどを通じて、旧来のいわゆる本部主導の運営から、お客さまに軸足を置いた運営への移行を図り、真に地域社会とともに歩むコミュニティ・バンク・グループを目指してまいります。

「サービス業への更なる進化」につきましては、従業員一人ひとりの意識の改革、金融ディストリビューターへの転身、アクセスポイント(お客さま接点)の改革に取り組んでまいります。規制緩和の進展や異業種からの参入等が加速するなか、金融サービスの多様化が進展し、お客さま本来の多様なニーズがこれまで以上に顕在化しつつあるため、サービス業への更なる進化が必要であるとの考えから、当社グループは、「人」に対するサービスに力点を置き、人と人とのつながりを重視したサービス企業を目指してまいります。その前提として、サービスの原点である「ホスピタリティ」の精神をグループ全体で共有する価値観として浸透させてまいります。また、自前主義からの決別を図り、グループの系列にとらわれず業界トップクラスのビジネスパートナーとのアライアンスを展開していくことなどを通じて、お客さまが求める商品・サービスを、お客さまが望むときに、望む場所で、しかも望む方法で提供しうる金融ディストリビューターへの転身を図ってまいります。さらに、営業店はセールスの場としての位置づけをより明確化し、営業力強化とローコスト・オペレーションの両立を図るべく、営業店事務や融資事務、店舗チャネル等の改革に取り組んでまいります。

「システム統合による基盤整備」につきましては、お客さまの利便性向上、競争力強化、システム・事務コストの削減、経営管理の高度化等を目的として行ないます。なお、安全・確実に統合を実現するため、現在慎重に準備を進めており、17年5月から9月にかけて段階的に移行を実施する予定です。

当社グループでは、集中再生期間後となる17年4月以降について、「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージと位置づけており、更なる収益力の向上を実現し、企業価値の最大化に努めてまいります。

皆様には、何卒、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

(株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行との合併基本合意について)

当社子会社である株式会社りそな銀行と、同じく子会社である株式会社奈良銀行は、関係当局の認可を前提として平成18年1月1日を目途に合併することについて基本合意いたしました。合併の趣旨および基本合意の概要は以下の通りです。

##### 合併の趣旨

当社グループは、地域やお客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループを目指しており、株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行の合併により、奈良県における営業力をより一層強化し、地域のお客さまに提供するサービスのレベル向上を目指してまいります。当合併は、株式会社りそな銀行にとっては奈良県における現在の地域運営を一層発展させるものであり、株式会社奈良銀行にとっては地域のお客さまとともに栄えるという創業以来の精神をより強力に実現させるものです。換言すれば、当合併は、実質的に株式会社奈良銀行と株式会社りそな銀行奈良地域の一体化であり、地域銀行としての株式会社奈良銀行の精神を生かしたうえで両者のもつ強みを融合し、県内において責任と権限を有する地域運営を積極的に推進していくことを目指すものであります。

##### 基本合意の概要

合併期日：合併は、平成18年1月1日を目途とします。

合併形態：株式会社りそな銀行を存続会社とします。

合併比率：合併比率は、今後検討のうえ決定します。

従業員：株式会社りそな銀行は株式会社奈良銀行の従業員を承継いたします。合併後の人事制度については、株式会社りそな銀行の人事制度を適用する前提で、今後検討します。

店舗：株式会社りそな銀行は株式会社奈良銀行の店舗を承継し、より一層お客さまの利便性に資する効率的な店舗ネットワークを構築してまいります。

システム：合併後は株式会社りそな銀行の統合システムを使用します。

(当社とりそな信託銀行株式会社の株式交換に関する覚書の締結について)

当社は、グループ経営における意思決定の迅速化、自由度の確保、および連結納税制度下におけるグループ収益の極大化を目的として、平成16年12月27日開催の当社取締役会において当社子会社であるりそな信託銀行株式会社の完全子会社化について決議し、併せて当社とりそな信託銀行株式会社は、同日付で株式交換に関する覚書を締結いたしました。

#### 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(銀行信託業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	祖師谷支店	東京都	新築	仮店舗		449	平成16年9月
株式会社埼玉りそな銀行	池袋東口支店	東京都	新築(借室)	銀行店舗		249	平成16年4月
株式会社近畿大阪銀行	本店他	大阪市他	新設 及び改修	新日銀券 対応シス テム			平成16年9月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行信託業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
株式会社りそな銀行	旧高崎支店他15箇所	群馬県他	売却	銀行店舗	9,763	2,329	186		2,516	
	社員寮他7箇所	兵庫県他	売却	社員寮他	8,227	408	0		408	
株式会社埼玉りそな銀行	旧杉戸グランド	埼玉県	売却	土地	31,599	339			339	
	新宿駅前支店他1箇所	東京都	廃止・返還	銀行店舗			35		35	5
株式会社近畿大阪銀行	旧東三国支店他11箇所	大阪市他	売却	遊休不動産	4,105	534	68		602	
	ポータウン出張所他1箇所	大阪市他	廃止	銀行店舗				2	2	9
株式会社奈良銀行	旧法蓮支店他3箇所	奈良県	廃止	銀行店舗	267	50	54	5	111	34

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行信託業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
					総額	既支払額			
株式会社りそな銀行	祖師谷 支店	東京都	新築	銀行店舗	123		自己資金	平成16年 12月	平成17年 4月
	立川支店	東京都	新築	銀行店舗	791	7	自己資金	平成16年 9月	平成17年 3月

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の閉鎖、売却等の計画は次のとおりであります。

(銀行信託業)

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	予定年月
株式会社近畿大阪銀行	福田出張所他 3 箇所	大阪府他	廃止	銀行店舗	平成16年11月他
	廃止済店舗 5 物件	大阪市他	売却	遊休不動産	平成17年 3月まで

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	73,000,000,000
甲種優先株式	5,970,000
乙種優先株式	680,000,000
丙種優先株式	120,000,000
丁種優先株式	156,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	2,750,000,000
第2種優先株式	2,817,807,861
第3種優先株式	2,750,000,000
計	82,443,933,861

(注) 1 「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2 丁種優先株式につきましては、定款記載の「発行する株式の総数」は156,000株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに、10,000株が普通株式に転換されております。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	11,375,110,143	同左	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
甲種第一回優先株式	5,970,000	同左		(注) 2、3
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左		(注) 2、4
丙種第一回優先株式	120,000,000	同左		(注) 2、5
丁種第一回優先株式	146,000	同左		(注) 2、6
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左		(注) 2、7
己種第一回優先株式	80,000,000	同左		(注) 2、8
第1種第一回優先株式	2,750,000,000	同左		議決権あり(注) 9
第2種第一回優先株式	2,817,807,861	同左		議決権あり(注) 10
第3種第一回優先株式	2,750,000,000	同左		議決権あり(注) 11
計	20,819,034,004	同左		

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への転換に係る株式数は含まれておりません。

2 甲種、乙種、丙種、丁種、戊種および己種第一回優先株式については、平成15年6月27日開催の当社第2期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、同総会以降、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号附則第3条)ならびに当社定款第14条の規定により当社の株主総会における議決権を有しており、平成16年5月24日開催の当社取締役会において、優先配当金を支払う旨の決議が行われなかったことから引き続き議決権を有しております。

3 甲種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 甲種優先配当金

甲種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり甲種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金の額を控除した額とする。

甲種優先株式配当金の額は、甲種優先株式1株につき24円75銭とする。

平成17年4月1日以降、甲種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、上記にかかわらず、甲種優先株式の払込金相当額(1,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の修正年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入)とする。ただし、計算の結果、優先配当金の額が1株につき75円を超える場合は、75円とする。

修正年率 = (「平成17年6月25日および、以降、5年毎の6月25日を年率見直し日として所定の算式により計算される5年円円スワップ・レート」 + 1.0%) × 0.6

非累積条項

ある営業年度において、甲種優先株主に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

甲種優先株主に対しては、甲種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

甲種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき甲種優先配当金の額の2分の1を上限として、甲種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000円を支払う。甲種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

甲種優先株式1株につき、発行する普通株式数は4,000株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成14年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(a) 平成14年7月26日以降、平成16年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、時価 × 1.025につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

(b) 平成17年7月26日以降、平成36年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価}}$$

修正後転換比率が0.2未満となる場合は0.2とし、4.0を超える場合は4.0とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

#### 転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成37年7月25日までに転換請求のなかった甲種優先株式は、平成37年7月26日をもって、甲種優先株式1株の払込金相当額(1,000円)を平成37年7月26日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、250円を下回るときは、甲種優先株式1株の払込金相当額(1,000円)を250円で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 議決権条項

甲種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### (7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、甲種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

### 4 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 乙種優先配当金

##### 乙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、乙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

##### 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 転換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は2.956株とする。

##### 転換比率の修正

転換比率は、平成14年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後転換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

#### 転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600円)を100円で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### (7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

### 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 丙種優先配当金

##### 丙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金を控除した額とする。

丙種優先株式配当金の額は、丙種優先株式1株につき6円80銭とする。

ただし、当社の平成14年3月31日を基準日として支払う丙種優先配当金の額は、上記にかかわらず、丙種優先株式1株につき6円33銭とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、丙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

##### 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 転換価額

転換価額は166円70銭(以下下限転換価額という)とする。

##### 転換価額の修正

転換価額は、平成15年1月1日以降平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。



#### 転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成27年3月31日までに転換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166円70銭を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500円)を166円70銭で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### (7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

### 6 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 丁種優先配当金

##### 丁種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丁種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において丁種優先中間配当金を支払ったときは、当該丁種優先中間配当金を控除した額とする。

丁種優先株式配当金の額は、丁種優先株式1株につき10円とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、丁種優先株主に対して支払う利益配当金の額が丁種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

##### 丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき丁種優先配当金の額の2分の1を上限として、丁種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。丁種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

平成14年3月1日から平成19年7月31日(日本時間)までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 転換価額

転換価額は496円30銭とする。

##### 転換価額の修正

転換価額は、平成14年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、計算の結果修正後転換価額が496円30銭(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

#### 転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった丁種優先株式は、平成19年8月1日をもって、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000円)を平成19年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、500円を下回る場合は、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000円)を500円で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### (7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丁種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丁種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

### 7 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 戊種優先配当金

##### 戊種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金を控除した額とする。

戊種優先株式配当金の額は、戊種優先株式1株につき14円38銭とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、戊種優先株主に対して支払う利益配当金の額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

##### 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

平成14年7月1日から平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 転換価額

転換価額は359円70銭とする。

##### 転換価額の修正

転換価額は、平成14年7月1日以降平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が359円70銭(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

##### 転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年11月30日までに転換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359円80銭を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を359円80銭で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、戊種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金を控除した額とする。

己種優先株式配当金の額は、己種優先株式1株につき18円50銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、己種優先株主に対して支払う利益配当金の額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日から平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は359円70銭とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年7月1日以降平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が359円70銭(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

#### 転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成26年11月30日までに転換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359円80銭を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を359円80銭で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### (7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

### 9 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 第1種優先配当金

##### 第1種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、0.908円とする。平成16年4月1日以降は、第1種優先株式1株につき、その払込金相当額(200円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

##### 非累積条項

ある営業年度において、第1種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

##### 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位  
甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換  
転換を請求し得べき期間  
平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。  
転換価額  
当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が28円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
転換価額の修正  
当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
転換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。
- (5) 議決権条項  
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (6) 新株引受権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 10 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金  
第2種優先配当金  
利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金を控除した額とする。  
第2種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、0.908円とする。平成16年4月1日以降は、第2種優先株式1株につき、その払込金相当額(200円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第2種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が20円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、0.908円とする。平成16年4月1日以降は、第3種優先株式1株につき、その払込金相当額(200円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第3種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が17円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年5月24日 (注)1		20,819,003		1,288,473	502,627	327,201
平成16年7月6日 (注)2	30	20,819,034		1,288,473		327,201
平成16年8月10日 (注)3		20,819,034	961,272	327,201		327,201

- (注) 1 平成16年5月24日開催の当社取締役会決議による未処理損失への充当  
 2 丁種第一回優先株式の普通株式への転換  
 3 商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる、繰越損失の填補及びその他資本剰余金への振り替え

## (4) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,700,739	50.11
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	274,553	2.41
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	137,573	1.20
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	95,294	0.83
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	85,774	0.75
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,000	0.61
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	68,386	0.60
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	64,589	0.56
日動火災海上保険株式会社	東京都中央区銀座5丁目3番16号	62,875	0.55
計		6,638,834	58.36

- (注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 274,553千株  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 137,573千株  
 資産管理サービス信託銀行株式会社 68,386千株  
 2 日動火災海上保険株式会社は、平成16年10月1日に東京海上火災保険株式会社と合併し、東京海上日動火災保険株式会社となっております。  
 3 大量保有報告書等の記載によると、預金保険機構は、上記の株式の他に、株式会社新生銀行から買い取った当社株式37,877千株についてその議決権の一切の行使を同行に委ねること、および、株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)から買い取った当社株式39,892千株についてその議決権の一切の行使を同行に委ねることを各々承認しています。



甲種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社シマノ	大阪府堺市老松町3丁目77番地	5,970	100.00
計		5,970	100.00

乙種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	680,000	100.00
計		680,000	100.00

丙種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計		120,000	100.00

丁種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エイビー・インターナショナル・ケイマン・トラスト アクティング スルー イッツ トラスティ キーンズゲイト・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (常任代理人 株式会社りそな銀行)	Ugland House, South Church St., Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. England (東京都千代田区大手町1丁目1番2号)	146	100.00
計		146	100.00

戊種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	240,000	100.00
計		240,000	100.00

己種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計		80,000	100.00

第1種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計		2,750,000	100.00

第2種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807	100.00
計		2,817,807	100.00

第3種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計		2,750,000	100.00

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,486,000		
	20,791,223,000	20,784,947	
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,347,300,000	11,341,024	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2 (注) 3
	甲種第一回優先株式 5,970,000	5,970	
	乙種第一回優先株式 680,000,000	680,000	
	丙種第一回優先株式 120,000,000	120,000	
	丁種第一回優先株式 146,000	146	
	戊種第一回優先株式 240,000,000	240,000	
	己種第一回優先株式 80,000,000	80,000	
	第1種第一回優先株式 2,750,000,000	2,750,000	
	第2種第一回優先株式 2,817,807,000	2,817,807	
	第3種第一回優先株式 2,750,000,000	2,750,000	
	単元未満株式	普通株式 25,324,143 第2種第一回優先株式 861	
発行済株式総数	20,819,034,004		
総株主の議決権		20,784,947	

(注) 1 甲種、乙種、丙種、丁種、戊種および己種第一回優先株式については、平成15年6月27日開催の当社第2期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、同総会以降、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号附則第3条)ならびに当社定款第14条の規定により当社の株主総会における議決権を有しており、平成16年5月24日開催の当社取締役会において、優先配当金を支払う旨の決議が行われなかったことから引き続き議決権を有しております。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式6,258,000株(議決権6,258個)が含まれております。

3 株主名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各社が実質的に所有していない株式がそれぞれ4,000株(議決権4個)、6,000株(議決権6個)及び8,000株(議決権8個)あります。  
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

4 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式712株が含まれております。

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホ ールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	2,486,000		2,486,000	0.02
計		2,486,000		2,486,000	0.02

(注) 1 株主名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各社が実質的に所有していない株式がそれぞれ4,000株(議決権4個)、6,000株(議決権6個)及び8,000株(議決権8個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

### (1) 普通株式

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	250	228	199	196	183	183
最低(円)	173	172	179	168	155	158

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### (2) 甲種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### (3) 乙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### (4) 丙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### (5) 丁種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### (6) 戊種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### (7) 己種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### (8) 第1種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

(9) 第2種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(10) 第3種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

### 3 【役員 の 状 況】

#### (1) 取締役 の 状 況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

該当ありません。

#### (2) 執行役 の 状 況

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
執行役	商品企画部 担当	岩 田 直 樹	昭和31年5月2日	昭和54年4月 協和銀行 入行 平成10年11月 あさひ銀行 蒲田支店長 平成13年7月 同 人事部(研修) 平成13年10月 同 難波支店長 平成15年1月 同 法人部長 平成15年3月 りそな銀行 法人部(大阪)部付部 長 平成15年6月 同 東京営業統括部法人部長 平成15年10月 同 マーケティング戦略部長 平成16年4月 同 執行役 マーケティング戦略 部担当(現任) 平成16年10月 りそなホールディングス 執行役 商品企画部担当(現任)	9

退任役員

該当ありません。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 財務部長 兼購買戦略部担当	執行役 財務部長	東 和 浩	平成16年10月1日

## 第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

また、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツ及び新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当中間連結会計期間及び当中間会計期間より監査人を1名増員しております。



1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	3,076,145	7.70	1,979,925	5.09	2,835,040	7.11
コールローン及び買入手形	8	154,581	0.39	222,660	0.57	268,150	0.67
債券貸借取引支払保証金		7,576	0.02	36,940	0.09	12,280	0.03
買入金銭債権		4,106	0.01	62,105	0.16	8,339	0.02
特定取引資産	8	610,203	1.53	627,187	1.61	556,829	1.40
金銭の信託		51,025	0.13	70,500	0.18	70,500	0.18
有価証券	1,2, 8	6,393,581	16.01	8,193,590	21.06	7,636,189	19.17
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	27,036,254	67.68	25,407,110	65.30	26,002,922	65.26
外国為替	7	116,276	0.29	95,616	0.25	105,938	0.27
その他資産	8	1,052,255	2.63	700,966	1.80	871,329	2.19
動産不動産	8, 11,12	771,969	1.93	474,150	1.22	490,600	1.23
繰延税金資産		96,765	0.24	54,147	0.14	52,913	0.13
支払承諾見返		2,128,735	5.33	1,781,713	4.58	1,965,212	4.93
貸倒引当金		1,539,590	3.85	780,474	2.01	1,020,536	2.56
投資損失引当金		15,070	0.04	16,600	0.04	13,871	0.03
資産の部合計		39,944,814	100.00	38,909,539	100.00	39,841,837	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	32,601,049	81.62	31,694,956	81.45	32,552,004	81.71
譲渡性預金		510,896	1.28	995,259	2.56	792,966	2.00
コールマネー及び売渡手形	8	763,666	1.91	648,596	1.67	918,143	2.31
売現先勘定	8	304,479	0.76	326,990	0.84	323,085	0.81
債券貸借取引受入担保金	8	236,429	0.59	174,470	0.44	69,896	0.18
特定取引負債		38,842	0.10	31,476	0.08	45,517	0.11
借入金	8,13	705,885	1.77	500,013	1.29	578,327	1.45
外国為替		7,489	0.02	7,262	0.02	7,519	0.02
社債	14	363,991	0.91	433,968	1.12	363,159	0.91
信託勘定借		352,271	0.88	434,932	1.12	403,849	1.01
その他負債	8,10	715,443	1.79	526,312	1.35	641,449	1.61
退職給付引当金		23,341	0.06	6,949	0.02	9,138	0.02
債権売却損失引当金		5,976	0.01				
特定債務者支援引当金		82,932	0.21	1,130	0.00	1,925	0.00
事業再構築引当金		104,102	0.26	753	0.00	13,232	0.03
特別法上の引当金		157	0.00	0	0.00	327	0.00
繰延税金負債		649	0.00	162	0.00	314	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	52,999	0.13	44,886	0.12	45,088	0.11
連結調整勘定		1,275	0.00	807	0.00	975	0.00
支払承諾		2,128,735	5.33	1,781,713	4.58	1,965,212	4.93
負債の部合計		39,000,616	97.63	37,610,645	96.66	38,732,132	97.21
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		302,114	0.76	283,902	0.73	296,649	0.75
<b>(資本の部)</b>							
資本金		1,288,473	3.23	327,201	0.84	1,288,473	3.23
資本剰余金		1,020,000	2.55	263,813	0.68	1,026,439	2.58
利益剰余金		1,825,543	4.57	229,166	0.59	1,707,754	4.29
土地再評価差額金	11	78,025	0.20	65,617	0.17	65,912	0.17
その他有価証券評価差額金		104,356	0.26	131,756	0.34	142,275	0.36
為替換算調整勘定		1,207	0.00	2,311	0.01	2,089	0.01
自己株式		22,021	0.06	253	0.00	200	0.00
資本の部合計		642,083	1.61	1,014,990	2.61	813,055	2.04
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		39,944,814	100.00	38,909,539	100.00	39,841,837	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		616,425	100.00	533,029	100.00	1,138,199	100.00
資金運用収益		320,633		304,568		632,453	
(うち貸出金利息)		(290,015)		(268,357)		(572,636)	
(うち有価証券利息配当金)		(25,600)		(28,378)		(49,614)	
信託報酬		12,933		14,395		32,763	
役務取引等収益		84,942		85,871		184,330	
特定取引収益		12,471		7,776		24,957	
その他業務収益		66,169		32,778		78,410	
その他経常収益	2	119,276		87,640		185,282	
経常費用		1,852,247	300.48	284,502	53.37	2,250,076	197.69
資金調達費用		37,025		29,757		71,177	
(うち預金利息)		(19,663)		(16,822)		(38,909)	
役務取引等費用		25,639		25,659		64,433	
特定取引費用		0		4		20	
その他業務費用		38,661		14,050		42,217	
営業経費		277,817		185,239		510,085	
その他経常費用	3	1,473,102		29,792		1,562,142	
経常利益 (  は経常損失)		1,235,821	200.48	248,527	46.63	1,111,877	97.69
特別利益	4	30,022	4.87	18,939	3.55	34,959	3.07
特別損失	1,5	204,005	33.10	46,027	8.64	217,027	19.06
税金等調整前中間(当期) 純利益(  は税金等調整前 中間(当期)純損失)		1,409,805	228.71	221,439	41.54	1,293,944	113.68
法人税、住民税及び事業税		4,422	0.72	3,481	0.65	7,985	0.70
法人税等調整額		354,518	57.50	5,041	0.94	357,956	31.45
少数株主利益		895	0.15	2,069	0.39	4,077	0.36
中間(当期)純利益 (  は中間(当期)純損失)		1,769,641	287.08	210,847	39.56	1,663,964	146.19

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結剰余金計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		322,713	1,026,439	322,713
資本剰余金増加高		1,020,000	40,002	1,026,439
増資による資本剰余金増加高		980,000		980,000
減資による資本剰余金増加高		40,000	40,000	40,000
自己株式処分差益		0	2	6,439
資本剰余金減少高		322,713	802,628	322,713
欠損てん補による 資本剰余金取崩			802,628	
欠損てん補による 資本準備金取崩		282,713		282,713
欠損てん補による その他資本剰余金取崩		40,000		40,000
資本剰余金中間期末(期末)残高		1,020,000	263,813	1,026,439
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		754,826	1,707,754	754,826
利益剰余金増加高		698,924	1,937,018	711,288
中間(当期)純利益			210,847	
減資による欠損てん補		372,025	921,272	372,025
欠損てん補による 資本剰余金取崩			802,628	
欠損てん補による 資本準備金取崩		282,713		282,713
欠損てん補による その他資本剰余金取崩		40,000		40,000
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金増加高			1,975	435
連結子会社の合併に伴う 利益剰余金増加高				3
土地再評価差額金取崩		4,185	294	16,110
利益剰余金減少高		1,769,641	96	1,664,216
中間(当期)純損失		1,769,641		1,663,964
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高			96	252
利益剰余金中間期末(期末)残高		1,825,543	229,166	1,707,754

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前 中間(当期)純損失)		1,409,805	221,439	1,293,944
減価償却費		52,526	10,261	74,409
減損損失			603	27,976
連結調整勘定償却額		3,453	166	2,849
持分法による投資損益( )		843	312	360
貸倒引当金の増加額		738,277	239,059	239,243
投資損失引当金の増加額		15,070	2,729	14,107
債権売却損失引当金の増加額		4,139		10,115
特定債務者支援引当金の 増加額		82,932	794	1,925
事業再構築引当金の増加額		104,102	12,478	13,232
賞与引当金の増加額		8,112		8,112
退職給付引当金の増加額		10,713	2,007	1,314
資金運用収益		320,633	304,568	632,453
資金調達費用		37,025	29,757	71,177
有価証券関係損益( )		60,569	53,978	87,269
金銭の信託の運用損益( )		396	8	406
為替差損益( )		7,898	22,075	13,094
動産不動産処分損益( )		8,176	1,451	14,631
特定取引資産の純増( )減		98,571	114,913	44,099
特定取引負債の純増減( )		12,949	30,035	21,313
貸出金の純増( )減		2,134,331	593,108	3,076,797
預金の純増減( )		2,280,943	857,048	2,329,987
譲渡性預金の純増減( )		82,229	202,293	364,299
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減( )		12,226	72,132	152,311
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減		49,552	40,973	65,031
コールローン等の純増( )減		33,879	8,275	151,682

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増( )減		1,227	32,289	5,931
コールマネー等の純増減( )		1,252,942	265,641	1,079,859
コマーシャル・ペーパーの 純増減( )		6,000		6,000
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )		204,466	104,574	37,932
外国為替(資産)の純増( )減		65,196	10,322	75,534
外国為替(負債)の純増減( )		176	257	146
普通社債の発行・償還による 純増減( )			50,000	
信託勘定借の純増減( )		84,671	31,083	136,248
資金運用による収入		328,872	316,873	637,858
資金調達による支出		37,768	31,790	74,936
その他		32,369	115,362	69,493
小計		1,611,125	357,697	747,210
法人税等の支払額		11,985	6,879	15,123
営業活動による キャッシュ・フロー		1,623,110	364,576	762,333
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		7,475,235	7,201,624	11,791,089
有価証券の売却による収入		7,459,700	5,761,853	10,282,205
有価証券の償還による収入		327,454	869,382	728,814
金銭の信託の増加による支出		61,986		81,486
金銭の信託の減少による収入		81,409		81,842
動産不動産の取得による支出		51,336	5,246	99,173
動産不動産の売却による収入		10,102	7,809	52,737
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出				173
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入			28,752	9,160
投資活動による キャッシュ・フロー		290,107	539,073	817,162

	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入			5,000	
劣後特約付借入金の返済 による支出		27,000	5,000	57,000
劣後特約付社債の発行 による収入			20,000	
劣後特約付社債の償還 による支出		16,200		16,200
株式の発行による収入		1,960,000		1,960,000
少数株主への株式の発行 による収入			1,100	
少数株主への配当金支払額		2,380	2,088	2,333
自己株式の取得による支出		31	64	84
自己株式の売却による収入		1	5	28,320
財務活動による キャッシュ・フロー		1,914,390	18,952	1,912,702
現金及び現金同等物 に係る換算差額		226	114	198
現金及び現金同等物 の増加額		581,614	884,583	333,007
現金及び現金同等物 の期首残高		2,350,512	2,683,520	2,350,512
子会社の合併に伴う 現金及び現金同等物の増加額		0		0
連結除外に伴う 現金及び現金同等物の減少額			10	
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		2,932,127	1,798,926	2,683,520

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 60社            主要な会社名            株式会社りそな銀行            株式会社埼玉りそな銀行            株式会社近畿大阪銀行            株式会社奈良銀行            りそな信託銀行株式会社</p> <p>大和モーゲージ株式会社は、連結子会社である共同抵当証券株式会社と合併いたしました。</p> <p>共に連結子会社である大和銀企業投資株式会社及びあさひ銀事業投資株式会社は合併し、社名をりそなキャピタル株式会社といたしました。</p> <p>株式会社近畿大阪中小企業研究所は、前連結会計年度までは持分法適用の関連会社でしたが、共に連結子会社である株式会社大和銀総合研究所及び株式会社あさひ銀総合研究所と合併し、社名をりそな総合研究所株式会社といたしました。</p> <p>WSR Servicing Company, Inc. は、清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 39社            主要な会社名            株式会社りそな銀行            株式会社埼玉りそな銀行            株式会社近畿大阪銀行            株式会社奈良銀行            りそな信託銀行株式会社</p> <p>共に連結子会社である大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社及びりそなビデオ・カルチャー株式会社は合併し、社名をりそなビジネスサービス株式会社といたしました。</p> <p>コスモ証券株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。これに伴い、津山証券株式会社及びコスモエンタープライズ株式会社も当社の関係会社に該当しないこととなりました。</p> <p>あさひ銀ビル管理株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。</p> <p>共に連結子会社であるあさひカード株式会社、株式会社大和銀カード及び株式会社大阪カードサービスは合併し、社名をりそなカード株式会社といたしました。</p>	<p>(1) 連結子会社 49社            主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 同左</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 6社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 あさひりてール証券株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 同左 (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 同左 (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 7社 9月末日 53社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 7社 9月末日 32社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 7社 3月末日 42社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>
4 資本連結手続に関する事項	<p>株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続は、株式会社りそな銀行(旧株式会社大和銀行及び旧株式会社あさひ銀行)及び株式会社近畿大阪銀行については持分プーリング法を適用しております。また、株式会社奈良銀行についてはパーチェス法を適用しております。</p>	同左	同左
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、          その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、          その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(口)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(口) 同左	<p>づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(口) 同左</p>
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分計算しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左  ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年  ソフトウェア 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債務額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,526,411百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に</p>	<p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債務額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は883,389百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,116,222百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	回収可能性を勘案し、 回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	回収可能性を勘案し、 回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～10年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～10年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 銀行業を営む国内連結子会社の会計基準変更

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>一部の連結子会社の会計基準変更時差異については、9年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一部の国内の連結される銀行子会社の会計基準変更時差異については、従来、主として10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「その他資産」は51,059百万円減少、「退職給付引当金」は13,863百万円増加及び「税金等調整前中間純損失」は64,923百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一部の国内の連結される銀行子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分</p>		<p>時差異については、従来、主として10年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間連結会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「その他資産」は51,754百万円減少、「退職給付引当金」は8,471百万円増加及び「税金等調整前当期純損失」は60,225百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみな</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>一部の国内の連結される銀行子会社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。この処理に伴い、「税金等調整前中間純損失」は23,850百万円増加し、また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、142,989百万円であります。</p>		<p>して会計処理しております。この処理に伴い、「税金等調整前当期純損失」は23,850百万円増加し、また、当連結会計年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、140,934百万円であります。</p>
	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(10)事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステムのアウトソーシング等、店舗統廃合、希望退職制度の実施及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却、店舗統廃合及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
	(11)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 157百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、銀行業を営む国内連結子会社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。	(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、銀行業を営む国内連結子会社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 327百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、銀行業を営む国内連結子会社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。
	(12)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(会計方針の変更) 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(14) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,149百万円増加、「その他資産」は3,868百万円増加、「特定取引負債」は9,503百万円増加及び</p>	<p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(会計方針の変更) 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は2,450百万円、「特定取引負債」は13,143百万円及び「その他資産」は5,456百万円それぞれ増加し、「その他負債」は5,236百万</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>「その他負債」は2,485百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して「その他資産」は12,016百万円増加、「その他負債」は12,016百万円増加しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間決算日等の為替相場により換算しております。</p>		<p>円減少しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益の影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に関する円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「その他資産」及び「その他負債」はそれぞれ7,119百万円増加しております。</p>
	(13)リース取引の処理方法 国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ (追加情報) 一部の銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ 一部の銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ (追加情報) 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジにつ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58,776百万円、繰延ヘッジ利益は78,028百万円です。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>一部の銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘ</p>	<p>第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,588百万円、繰延ヘッジ利益は47,301百万円です。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>一部の銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動</p>	<p>の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ当連結会計年度から、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は44,147百万円、繰延ヘッジ利益は61,813百万円です。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>ッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバ</p>	<p>リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(八)連結会社間取引等 一部の銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッ</p>	<p>計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(八)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>一取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>ジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。また、一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。</p>
	(15)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      固定資産の減損に係る会計基準                      (「固定資産の減損に係る会計基準                      の設定に関する意見書」(企業会計                      審議会平成14年8月9日))及び「固                      定資産の減損に係る会計基準の適用                      指針」(企業会計基準適用指針第6                      号平成15年10月31日)が平成16年3                      月31日から平成17年3月30日までに                      終了する連結会計年度に係る連結財                      務諸表について適用することを妨げ                      ないこととされたことに伴い、同会                      計基準及び同適用指針を適用してお                      ります。これにより「税金等調整前                      当期純損失」は、27,976百万円増加                      しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
	<p>従来、区分掲記しておりました、資本剰余金減少高及                      び利益剰余金増加高の「欠損てん補による資本準備金                      取崩」及び「欠損てん補によるその他資本剰余金取                      崩」は、当中間連結会計期間より「欠損てん補による                      資本剰余金取崩」として表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,109百万円及び出資金234百万円が含まれております。</p> <p>2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式に9,890百万円含まれております。また、賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に13,808百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,300百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは969百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は152,782百万円、延滞債権額は1,586,129百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,169百万円及び出資金12百万円が含まれております。</p> <p>2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式に10,866百万円含まれております。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,606百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは304百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は33,518百万円、延滞債権額は751,198百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式17,921百万円及び出資金12百万円が含まれております。</p> <p>2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券は「有価証券」中の株式に9,683百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,100百万円あります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は43,566百万円、延滞債権額は937,552百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は55,903百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,350,244百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,145,059百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は495,481百万円であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28,945百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は487,428百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,301,091百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,370百万円であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は47,738百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は813,271百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,842,129百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は469,266百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>コールローン及び 30,000百万円 買入手形 特定取引 308,845百万円 資産 有価証券 3,143,617百万円 貸出金 623,078百万円 その他資産 37,114百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 30,634百万円 コールマネー及び 692,600百万円 売渡手形 売現先 304,479百万円 勘定 債券貸借 236,131百万円 取引受入 担保金 借入金 72,331百万円 その他負債 26,735百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金16,177百万円、特定取引資産379百万円、有価証券801,557百万円、その他資産28,071百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は120,765百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は538百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,067,261百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,054,544百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引 326,987百万円 資産 有価証券 4,029,819百万円 貸出金 363,102百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 50,663百万円 コールマネー及び 366,800百万円 売渡手形 売現先 326,990百万円 勘定 債券貸借 174,470百万円 取引受入 担保金 借入金 8,527百万円 その他負債 622百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,171百万円、有価証券763,828百万円、その他資産21,162百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は42,514百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は900百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,919,920百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,867,039百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引 318,805百万円 資産 有価証券 3,814,417百万円 貸出金 450,256百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 38,381百万円 コールマネー及び 613,000百万円 売渡手形 売現先 313,087百万円 勘定 債券貸借 69,896百万円 取引受入 担保金 借入金 9,625百万円 その他負債 31,184百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,158百万円、特定取引資産279百万円、有価証券770,160百万円、その他資産27,932百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は48,122百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は440百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,521,427百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,452,507百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は62,580百万円、繰延ヘッジ利益の総額は67,416百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は37,258百万円、繰延ヘッジ利益の総額は52,059百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は48,872百万円、繰延ヘッジ利益の総額は59,271百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 41,995百万円</p>
12 動産不動産の減価償却累計額 642,524百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 225,849百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 235,951百万円
13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金457,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金427,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金427,000百万円が含まれております。
14 社債には、劣後特約付社債295,291百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債315,268百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債294,459百万円が含まれております。
15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託598,919百万円であります。	15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託543,913百万円であります。	15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託569,057百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>2 その他経常収益には、株式等売却益79,779百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常収益には、株式等売却益50,960百万円、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額24,676百万円を含んでおります。 銀行業を営む一部の国内連結子会社において、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。</p>	<p>1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について627百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について27,349百万円の減損損失を計上しております。 上記減損損失の合計のうち、土地は20,554百万円、建物は6,778百万円、動産は375百万円、保証金権利金は244百万円、その他の資産は23百万円であります。 稼働資産については、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取扱っております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.7%で割り引いて算定しております。</p> <p>2 その他経常収益には、株式等売却益129,270百万円を含んでおります。</p>



前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額755,238百万円、貸出金償却503,254百万円、特定債務者支援引当金繰入額82,932百万円、投資損失引当金繰入額15,070百万円、株式等償却19,513百万円、株式等売却損12,719百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付される事業税及び加算金13,326百万円、賞与引当金戻入益7,357百万円、償却債権取立益6,587百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、事業再構築引当金繰入額104,102百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額64,923百万円、厚生年金基金代行部分返上に伴う損失23,850百万円を含んでおります。</p>	<p>従来、当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当中間連結会計期間より5年間といたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における当該収益計上額は、517百万円です。</p> <p>3 その他経常費用には、株式等売却損5,877百万円、貸出金償却3,779百万円、株式等償却2,921百万円、債権放棄損2,901百万円、投資損失引当金繰入額2,775百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、貸倒引当金戻入益13,567百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、年金制度改定により受給者の一部が加算年金部分を精算したことに伴う損失43,456百万円を含んでおります。</p>	<p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額455,954百万円、貸出金償却472,010百万円、債権売却損333,790百万円、債権放棄損127,518百万円、株式等売却損38,005百万円、株式等償却19,829百万円、投資損失引当金繰入額13,871百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、動産不動産処分益4,016百万円、償却債権取立益9,825百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付された事業税及び加算金13,336百万円、賞与引当金戻入益7,781百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、動産不動産処分損18,647百万円、減損損失27,976百万円、事業再構築引当金繰入額13,232百万円、事業再構築に係る損失66,761百万円(集中再生期間における資産・収益構造改革のためのアウトソーシング、店舗統廃合、希望退職制度の実施に伴うもの等)、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額64,923百万円、厚生年金基金代行部分返上に伴う損失23,850百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 平成15年9月30日現在 現金預け金 3,076,145百万円 勘定 日本銀行以外 の金融機関 144,017百万円 への預け金 現金及び 現金同等物 2,932,127百万円	現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 平成16年9月30日現在 現金預け金 1,979,925百万円 勘定 日本銀行以外 の金融機関 180,999百万円 への預け金 現金及び 現金同等物 1,798,926百万円	現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成16年3月31日現在 現金預け金 2,835,040百万円 勘定 日本銀行以外 の金融機関 151,519百万円 への預け金 現金及び 現金同等物 2,683,520百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(借主側)	(借主側)	(借主側)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 24,969百万円 その他 765百万円 合計 25,734百万円 減価償却累計額相当額 動産 18,214百万円 その他 362百万円 合計 18,576百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 6,755百万円 その他 403百万円 合計 7,158百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1年内 4,171百万円 1年超 3,202百万円 合計 7,373百万円 ・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額 支払リース料 2,581百万円 減価償却費相当額 2,472百万円 支払利息相当額 77百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリ ース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各 中間連結会計期間への配分方 法については、利息法によっ ております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 29,333百万円 その他 1,848百万円 合計 31,181百万円 減価償却累計額相当額 動産 12,450百万円 その他 890百万円 合計 13,341百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 16,882百万円 その他 958百万円 合計 17,840百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1年内 5,291百万円 1年超 13,083百万円 合計 18,375百万円 ・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額 支払リース料 3,371百万円 減価償却費相当額 3,145百万円 支払利息相当額 248百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各中間連結会 計期間への配分方法につい ては、利息法によっております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額 取得価額相当額 動産 36,723百万円 その他 1,895百万円 合計 38,619百万円 減価償却累計額相当額 動産 22,886百万円 その他 851百万円 合計 23,738百万円 年度末残高相当額 動産 13,836百万円 その他 1,043百万円 合計 14,880百万円 ・未経過リース料年度末残高相当 額 1年内 6,058百万円 1年超 9,799百万円 合計 15,858百万円 ・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額 支払リース料 6,493百万円 減価償却費相当額 6,084百万円 支払利息相当額 369百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリ ース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各 連結会計年度への配分方法に ついては、利息法によってお ります。
2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 38百万円 1年超 36百万円 合計 74百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 34百万円 1年超 25百万円 合計 60百万円  リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。	2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 28百万円 1年超 21百万円 合計 49百万円  リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																														
<p>(貸主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td style="text-align: right;">354,185百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">114,800百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td style="text-align: right;">468,986百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td style="text-align: right;">196,210百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">74,068百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td style="text-align: right;">270,279百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>  動産</td><td style="text-align: right;">157,974百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">40,731百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td style="text-align: right;">198,706百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>  1年内</td><td style="text-align: right;">67,854百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td style="text-align: right;">130,580百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td style="text-align: right;">198,435百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>受取リース料</td><td style="text-align: right;">42,376百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">37,608百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td style="text-align: right;">4,259百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>  1年内</td><td style="text-align: right;">1,297百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td style="text-align: right;">2,504百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td style="text-align: right;">3,801百万円</td></tr> </table> <p>なお、上記1、2に記載した未経過リース料のうち106,510百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	取得価額		動産	354,185百万円	その他	114,800百万円	合計	468,986百万円	減価償却累計額		動産	196,210百万円	その他	74,068百万円	合計	270,279百万円	動産	157,974百万円	その他	40,731百万円	合計	198,706百万円	1年内	67,854百万円	1年超	130,580百万円	合計	198,435百万円	受取リース料	42,376百万円	減価償却費	37,608百万円	受取利息相当額	4,259百万円	1年内	1,297百万円	1年超	2,504百万円	合計	3,801百万円		<p>(貸主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>受取リース料</td><td style="text-align: right;">42,376百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">37,608百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td style="text-align: right;">4,259百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については利息法によっております。</p> <p>あさひ銀リース株式会社、大和ファクター・リース株式会社及び近畿大阪リース株式会社は当連結会計年度末に連結の範囲から除いたため、リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高はございません。</p>	受取リース料	42,376百万円	減価償却費	37,608百万円	受取利息相当額	4,259百万円
取得価額																																																
動産	354,185百万円																																															
その他	114,800百万円																																															
合計	468,986百万円																																															
減価償却累計額																																																
動産	196,210百万円																																															
その他	74,068百万円																																															
合計	270,279百万円																																															
動産	157,974百万円																																															
その他	40,731百万円																																															
合計	198,706百万円																																															
1年内	67,854百万円																																															
1年超	130,580百万円																																															
合計	198,435百万円																																															
受取リース料	42,376百万円																																															
減価償却費	37,608百万円																																															
受取利息相当額	4,259百万円																																															
1年内	1,297百万円																																															
1年超	2,504百万円																																															
合計	3,801百万円																																															
受取リース料	42,376百万円																																															
減価償却費	37,608百万円																																															
受取利息相当額	4,259百万円																																															

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	
社債	500	492	7		7
その他	1,898	1,870	28	21	49
合計	2,408	2,372	36	21	57

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。  
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	911,462	1,111,053	199,591	221,138	21,547
債券	4,443,207	4,417,745	25,462	8,692	34,154
国債	3,655,921	3,630,501	25,419	4,344	29,764
地方債	200,276	199,632	643	2,161	2,804
社債	587,009	587,611	601	2,186	1,584
その他	290,768	292,479	1,710	6,510	4,800
合計	5,645,439	5,821,278	175,839	236,341	60,501

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。  
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,894百万円(うち株式1,894百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、時価が著しく下落したものに該当すると判断し、自己査定に基づく債務者区分に応じて回復可能性を判断しております。なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、回復可能性を見込まず一律減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	7,064
譲渡性預け金	4,754
その他有価証券	
非上場内国債券	310,015
非上場株式(店頭売買株式を除く)	176,621
非上場外国証券	20,957

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0		0
地方債	46,192	46,220	28	189	160
社債	500	503	3	3	
その他	1,899	1,909	10	38	27
合計	48,601	48,643	41	230	188

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	572,645	786,410	213,764	224,654	10,890
債券	6,113,332	6,120,197	6,865	10,911	4,045
国債	5,036,952	5,041,540	4,588	7,049	2,461
地方債	227,828	227,649	178	1,095	1,273
社債	848,551	851,007	2,455	2,766	310
その他	551,672	556,306	4,634	9,477	4,842
合計	7,237,650	7,462,915	225,264	245,043	19,778

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある外国証券363百万円、株式4百万円の減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記以外の先：時価が取得原価に比べて50%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	7,959
その他有価証券	
非上場内国債券	447,255
非上場株式(店頭売買株式を除く)	214,955
非上場外国証券	19,615



前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	502,295	70

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0		0
地方債	26,360	26,037	322		322
社債	500	500	0	0	
その他	1,898	1,879	19	32	52
合計	28,769	28,427	341	32	374

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	630,128	861,722	231,593	241,017	9,423
債券	5,663,827	5,661,984	1,842	13,218	15,061
国債	4,499,356	4,495,643	3,712	8,291	12,004
地方債	258,352	258,541	188	2,287	2,098
社債	906,117	907,799	1,681	2,639	957
その他	420,823	432,401	11,577	13,839	2,262
合計	6,714,779	6,956,108	241,328	268,075	26,746

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式50百万円の減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落  
上記以外の先：時価が取得原価に比べて50%以上下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	10,282,205	156,004	70,342

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	7,729
譲渡性預け金	4,561
その他有価証券	
非上場内国債券	370,544
非上場株式(店頭売買株式を除く)	229,121
非上場外国証券	20,759

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	932,997	4,353,019	434,744	346,368
国債	691,109	3,166,935	301,784	335,823
地方債	4,338	191,880	88,682	
社債	237,549	994,202	44,277	10,544
その他	9,122	240,996	9,825	39,903
合計	942,119	4,594,015	444,569	386,271

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)  
時価のあるその他の金銭の信託はありません。  
なお、時価のないその他の金銭の信託51,025百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)  
時価のあるその他の金銭の信託はありません。  
なお、時価のないその他の金銭の信託70,500百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)  
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)  
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年3月31日現在)  
時価のあるその他の金銭の信託はありません。  
なお、時価のないその他の金銭の信託70,500百万円については、連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	176,611
その他有価証券	176,611
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	70,942
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	105,669
( )少数株主持分相当額	1,396
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	84
その他有価証券評価差額金	104,356

(注) その他有価証券の評価差額は、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額772百万円(費用)を除いております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	223,222
その他有価証券	223,222
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	90,467
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	132,754
( )少数株主持分相当額	986
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	131,756

(注) その他有価証券の評価差額は、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,042百万円(収益)を除いております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	241,007
その他有価証券	241,007
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	97,703
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	143,303
( )少数株主持分相当額	1,021
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	142,275

(注) その他有価証券の評価差額は、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額321百万円(収益)を除いております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	210,364	80	80
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	9,504,804	14,428	22,305
	金利オプション			
	キャップ	573,394	84	1,176
	フロアー	24,145	106	51
	スワップション	11,229	9	91
	合計		14,540	23,705

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	850,080	1,591	4,762
	為替予約	669,556	1,160	1,160
	通貨オプション	2,654,855	21	7,817
	その他			
	合計		2,772	11,420

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間から上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	596	33	33
	株式指数オプション			
	合計		33	33

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	12,932	47	47
	債券先物オプション			
	合計		47	47

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	441,612	43	43
店頭	金利スワップ	9,120,961	22,233	25,768
	キャップ	453,251	161	1,928
	フロアー	25,544	136	207
	スワップション	12,787	23	101
	合計		21,915	27,546

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,027,632	1,757	5,024
	為替予約	665,929	3,805	3,805
	通貨オプション	3,139,706	1,498	2,240
	合計		7,061	6,589

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。



(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	17,635	24	24
	合計		24	24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

## 1 取引の状況に関する事項

### (1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

### (2) 取引に対する取組方針および利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。

金融資産・負債等のヘッジ取引

貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。前連結会計年度までは、これを「マクロヘッジ」として実施しておりましたが、当連結会計年度からは資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュ・フローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利や株価、外国為替などの相場変動によって損失が発生するリスクです。信用リスクとは、取引相手先に債務不履行(デフォルト)が生じた場合に損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社が設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうち、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	162,240	28,769	2	2
	買建	113,087	17,097	0	0
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,197,514	2,946,447	67,005	11,993
	受取変動・支払固定	4,207,128	2,804,287	45,949	17,021
	受取変動・支払変動	823,310	607,810	200	200
	キャップ				
	売建	285,874	179,133	891	1,608
	買建	216,044	138,544	788	170
	フロアー				
	売建	10,000	10,000	323	293
	買建	15,424	15,206	459	296
	スワップション				
売建	5,185	5,185	106	70	
買建	6,144	6,044	119	28	
	合計			20,904	30,356

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	916,973	772,751	2,828	7,863
	為替予約				
	売建	281,831	16,430	5,571	5,571
	買建	379,075	77,250	6,793	6,793
	通貨オプション				
	売建	1,528,616	284,071	44,015	2,106
	買建	1,549,010	280,276	48,908	14,827
	合計			842	19,362

- (注) 1 取引所取引はありません。
- 2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 3 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。
- 4 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	720		21	21
	買建				
	株式指数オプション				
	売建				
	買建	110		0	0
	合計			20	21

- (注) 1 店頭取引はありません。
- 2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 3 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	2,768		17	17
	買建	3,325		24	24
	債券先物オプション				
	売建				
	買建	1,360		4	0
	合計			2	5

- (注) 1 店頭取引はありません。  
2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
3 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行信託 業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連 業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	530,723	9,727	75,974	616,425		616,425
(2) セグメント間の内部 経常収益	5,206	35	5,353	10,595	(10,595)	
計	535,929	9,763	81,327	627,020	(10,595)	616,425
経常費用	1,724,950	8,375	226,194	1,959,520	(107,272)	1,852,247
経常利益 ( は経常損失)	1,189,020	1,387	144,866	1,332,499	( 96,677)	1,235,821

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発

(2) 証券業務 証券業

(3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	銀行信託 業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連 業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益						
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,021,087	19,908	97,203	1,138,199		1,138,199
(2) セグメント間の内部 経常収益	8,000	82	7,773	15,856	(15,856)	
計	1,029,088	19,990	104,977	1,154,055	(15,856)	1,138,199
経常費用	2,103,475	16,385	233,731	2,353,593	(103,516)	2,250,076
経常利益( は経常損失)	1,074,387	3,604	128,754	1,199,537	( 87,659)	1,111,877
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出						
資産	39,716,732	138,941	474,346	40,330,019	(488,181)	39,841,837
減価償却費	42,900	459	31,049	74,409		74,409
減損損失	27,976		0	27,976		27,976
資本的支出	104,953	445	26,070	131,469		131,469

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発
  - (2) 証券業務 証券業
  - (3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル
- 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 3 資本的支出にはシステム関連投資等を含んでおります。
- 4 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年3月31日から平成17年3月30日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。この結果、「銀行信託業務」については27,976百万円、「金融関連業務」については0百万円の減損損失を計上しております。なお、経常損失に与える影響はございません。
- 5 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に交換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示する方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「銀行信託業務」については資産が15,026百万円増加しております。なお、経常損失に与える影響はございません。
- 6 銀行業を営む国内連結子会社の会計基準変更時差異については、従来、主として10年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間連結会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「銀行信託業務」については資産が51,754百万円、経常損失が4,697百万円減少しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)においても同様に記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)においても同様に記載を省略しております。



## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	170.30	133.90	151.65
1株当たり中間(当期) 純利益 (は1株当たり 中間(当期)純損失)	円	247.61	18.53	181.05
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円		8.62	

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益(1株当たり中間(当期)純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 (1株当たり中間(当期)純損失)				
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	1,769,641	210,847	1,663,964
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中間(当期) 純利益 (は普通株式に係る 中間(当期)純損失)	百万円	1,769,641	210,847	1,663,964
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	7,146,687	11,372,769	9,190,570
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円			
普通株式増加数	千株		13,067,234	
うち優先株式	千株		13,067,234	
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		優先株式 9銘柄 (発行済株式総数 9,449,115千株) なお、上記優先株式の概要は、 「第4 提出会社の状況 1株 式等の状況」に記載のとおりで あります。	該当ありません	優先株式 9銘柄 (発行済株式総数 9,443,933千株) なお、上記優先株式の概要は、 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおり であります。

- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>1 株式会社りそなホールディングスにおける欠損の填補等のための資本の減少          当社は、平成16年6月25日開催の定時株主総会において、資本金を減少させることを決議いたしました。これは、平成16年3月期決算に係る損失処理において、資本準備金などの取り崩しを行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、この繰越損失を一掃するとともに当社の財務戦略の柔軟性を高めるべく行ったものです。</p> <p>(1) 資本減少の内容          減資すべき資本の額          当社の資本の額          1,288,473,888,418円を          961,272,621,427円減少し、          327,201,266,991円といたします。          資本の減少の方法          発行済株式数を変更せず、資本の額のみを減少する方法(無償減資)によります。          減少すべき資本のうち欠損の填補に充つべき額          921,272,621,427円          なお、減少すべき資本の額との差額40,000,000,000円につきましてははその他資本剰余金に振り替えられます。</p> <p>(2) 資本減少の日程          定時株主総会決議日          平成16年6月25日          債権者異議申述最終期日          平成16年8月9日(予定)          減資効力発生日          平成16年8月10日(予定)</p> <p>2 関係会社株式の売却          当社は企業価値最大化の観点からグループ事業の見直しを行い、当社の子会社である株式会社りそな銀行は保有するコスモ証券株式会社の株式を一部譲渡致しました。これにより、同社は、当社の関係会社ではなくなりました。</p> <p>(1) 譲渡株式数 210,900千株          (2) 関係会社株式売却益          12,208百万円          (3) 売却後の持分比率 10.388%          (4) 株式の譲渡先 株式会社CSK          (5) 譲渡日 平成16年4月22日</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		17,002		15,424		6,024	
前払費用		286		416		285	
未収収益		1,307		1,306		1,317	
その他	11	1,849		1,596		1,981	
流動資産合計		20,444	1.64	18,744	1.39	9,609	0.71
固定資産							
有形固定資産	1						
器具及び備品		18		27		24	
その他		0		0		0	
有形固定資産合計		18		28		25	
無形固定資産							
商標権		103		94		98	
ソフトウェア		6		21		22	
無形固定資産合計		110		116		121	
投資その他の資産							
関係会社株式		925,652		1,030,007		1,035,952	
関係会社長期貸付金	2	300,000		300,000		300,000	
長期前払費用						22	
その他		5		7		1	
投資その他の資産合計		1,225,657		1,330,014		1,335,976	
固定資産合計		1,225,786	98.34	1,330,158	98.60	1,336,123	99.27
繰延資産							
創立費		285		171		228	
繰延資産合計		285	0.02	171	0.01	228	0.02
資産合計		1,246,515	100.00	1,349,074	100.00	1,345,960	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>流動負債</b>							
一年以内返済予定 関係会社長期借入金						1,500	
未払費用		1,454		3,751		4,122	
未払法人税等		4		63		9	
未払消費税等	11	64				76	
関係会社健全化損失 引当金		220,056					
その他		10		7		19	
流動負債合計		221,590	17.78	3,823	0.28	5,728	0.42
<b>固定負債</b>							
社債	3,4	15,020		65,020		15,020	
長期借入金	5	332,500		331,000		331,000	
関係会社長期借入金				250,000		300,000	
固定負債合計		347,520	27.88	646,020	47.89	646,020	48.00
負債合計		569,110	45.66	649,843	48.17	651,748	48.42
<b>(資本の部)</b>							
資本金	6	1,288,473	103.36	327,201	24.25	1,288,473	95.72
<b>資本剰余金</b>							
資本準備金	10	829,829		327,201		829,829	
その他資本剰余金		40,000		40,002		40,001	
資本金及び 資本準備金減少差益		40,000		40,000		40,000	
自己株式処分差益		0		2		1	
資本剰余金合計		869,829	69.78	367,203	27.22	869,830	64.63
<b>利益剰余金</b>							
中間(当期)未処分利益 ( は中間(当期)未処理 損失)		1,480,757		5,080		1,463,902	
利益剰余金合計		1,480,757	118.79	5,080	0.38	1,463,902	108.76
自己株式	7	141	0.01	253	0.02	190	0.01
資本合計		677,405	54.34	699,231	51.83	694,212	51.58
負債資本合計		1,246,515	100.00	1,349,074	100.00	1,345,960	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)			前事業年度の 損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益										
関係会社受取 配当金	1	19,119			20,596			19,119		
関係会社受入 手数料	1	3,451			2,335			6,903		
関係会社 貸付金利息	1	3,271	25,842	100.00	3,262	26,194	100.00	6,543	32,566	100.00
営業費用										
支払利息	2	3,271			6,721			8,901		
社債利息					357					
社債発行費償却					253					
販売費及び 一般管理費	2, 3,4	2,204	5,475	21.18	1,717	9,049	34.55	4,249	13,151	40.38
営業利益			20,367	78.82		17,145	65.45		19,415	59.62
営業外収益										
受取利息		0			2			0		
受入手数料		32			73			115		
その他		1	34	0.13	0	76	0.29	2	117	0.35
営業外費用										
支払利息		425						829		
社債利息	5	272						539		
創立費償却		57			57			114		
新株発行費償却		1,554						1,554		
その他		30	2,340	9.06	38	95	0.36	30	3,068	9.42
経常利益			18,061	69.89		17,126	65.38		16,464	50.55
特別損失										
関係会社株式 評価損		1,278,758			12,045			1,480,358		
関係会社健全化 損失引当金繰入額		220,056	1,498,815	5,799.84	12,045	45.99		1,480,358	4,545.71	
税引前中間 (当期)純利益 (は税引前中間 (当期)純損失)			1,480,753	5,729.95		5,081	19.39		1,463,894	4,495.16
法人税、住民税 及び事業税		3			0			8		
法人税等調整額			3	0.01		0	0.00		8	0.02
中間(当期) 純利益(は中間 (当期)純損失)			1,480,757	5,729.96		5,080	19.39		1,463,902	4,495.18
前期繰越損失			372,025			921,272			372,025	
減資による 欠損てん補額			372,025			921,272			372,025	
中間(当期) 未処分利益 (は中間(当期) 未処理損失)			1,480,757			5,080			1,463,902	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 新株発行費については一括費用処理しております。	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 社債発行費については一括費用処理しております。	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 新株発行費については一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	関係会社健全化損失引当金は、関係会社健全化に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、負担が見込まれる額を計上しております。		
5 リース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項			固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年3月31日から平成17年3月30日までに終了する事業年度に係る財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる税引前当期純損失に与える影響はありません。



表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
	<p>前中間会計期間末では固定負債の「長期借入金」に含めて表示しておりました「関係会社長期借入金」は前事業年度末から区分掲記しております。                      なお、前中間会計期間末の「関係会社長期借入金」の金額は1,500百万円であります。</p>

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(外形標準課税)                      「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は17百万円であります。</p> <p>2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>4 社債は、全て他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>5 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は28百万円であります。</p> <p>2 同左</p> <p>4 社債のうち15,020百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>5 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は22百万円であります。</p> <p>2 同左</p> <p>3 関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。 社債 15,020百万円</p> <p>4 社債は、全て他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>5 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>6 会社が発行する株式の総数 普通株式 73,000,000千株 優先株式 9,449,117千株 発行済株式の総数 普通株式 11,375,069千株 優先株式 9,443,933千株</p> <p>7 当社が保有する自己株式の数 普通株式 2,160千株</p> <p>8 配当制限 当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 甲種第一回優先株式 1株につき 24円75銭 乙種第一回優先株式 1株につき 6円36銭 丙種第一回優先株式 1株につき 6円80銭 丁種第一回優先株式 1株につき 10円</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>11 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>11 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産のその他として表示しております。</p>	<p>戊種第一回 1株につき 14円38銭 優先株式 己種第一回 1株につき 18円50銭 優先株式 第1種第一回 1株につき 90銭8分 優先株式 第2種第一回 1株につき 90銭8分 優先株式 第3種第一回 1株につき 90銭8分 優先株式</p> <p>9 「貸借対照表上の純資産から新株式払込金(又は新株式申込証拠金)、土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は1,424,091百万円であります。</p> <p>10 資本準備金による欠損てん補 欠損てん補に充当された金額 731,916百万円 欠損てん補を行った年月 平成15年6月</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		1 営業収益のうち関係会社との取引 関係会社受取配当金 19,119百万円 関係会社受入手数料 6,903百万円 関係会社貸付金利息 6,543百万円
		2 営業費用のうち関係会社との取引 支払利息 2,357百万円 販売費及び一般管理費 778百万円
3 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。	3 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。	3 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
給料・手当 993百万円	給料・手当 673百万円	給料・手当 1,805百万円
業務委託料 407百万円	業務委託料 379百万円	業務委託料 860百万円
土地建物機械賃借料 362百万円	土地建物機械賃借料 144百万円	土地建物機械賃借料 714百万円
支払手数料 129百万円	支払手数料 134百万円	支払手数料 259百万円
	租税公課 92百万円	
4 減価償却実施額	4 減価償却実施額	4 減価償却実施額
有形固定資産 4百万円	有形固定資産 6百万円	有形固定資産 9百万円
無形固定資産 6百万円	無形固定資産 8百万円	無形固定資産 14百万円
		5 営業外費用のうち関係会社との取引 社債利息 539百万円

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> <li>取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>器具及び備品 15百万円</li> <li>その他 5百万円</li> <li>合計 <u>20百万円</u></li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>器具及び備品 10百万円</li> <li>その他 1百万円</li> <li>合計 <u>11百万円</u></li> </ul> </li> <li>中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>器具及び備品 4百万円</li> <li>その他 4百万円</li> <li>合計 <u>8百万円</u></li> </ul> </li> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内 4百万円</li> <li>1年超 5百万円</li> <li>合計 <u>10百万円</u></li> </ul> </li> <li>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 2百万円</li> <li>減価償却費相当額 2百万円</li> <li>支払利息相当額 0百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内 4百万円</li> <li>1年超 7百万円</li> <li>合計 <u>12百万円</u></li> </ul> </li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> <li>取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>器具及び備品 15百万円</li> <li>その他 6百万円</li> <li>合計 <u>21百万円</u></li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>器具及び備品 9百万円</li> <li>その他 0百万円</li> <li>合計 <u>9百万円</u></li> </ul> </li> <li>年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>器具及び備品 6百万円</li> <li>その他 5百万円</li> <li>合計 <u>11百万円</u></li> </ul> </li> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内 4百万円</li> <li>1年超 8百万円</li> <li>合計 <u>12百万円</u></li> </ul> </li> <li>・当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 4百万円</li> <li>減価償却費相当額 3百万円</li> <li>支払利息相当額 0百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内 2百万円</li> <li>1年超 3百万円</li> <li>合計 <u>5百万円</u></li> </ul> </li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>1 株式会社近畿大阪銀行に対する増資払込み 当社は、平成15年10月10日開催の取締役会において、株式会社近畿大阪銀行の株主割当による増資の要請に対し、3,000億円を上限として引受けることを決議しました。当該払込原資は株式会社りそな銀行からの借入金により調達し、平成15年11月19日をもって3,000億円の払込みを実施しました。 これは、株式会社近畿大阪銀行の当中間会計期間末における国内基準に係る自己資本比率が、健全性基準を下回り、平成15年10月10日に金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けたことから、同行の自己資本充実のために増資要請に応じたものであります。</p> <p>2 株式会社奈良銀行に対する増資払込み 当社は、平成15年10月10日開催の取締役会において、株式会社奈良銀行の株主割当による増資の要請に対し、40億円を上限として引受けることを決議しました。当該払込みは、平成15年11月19日に実施しました。 これは、株式会社奈良銀行の当中間会計期間末における国内基準に係る自己資本比率が、健全性基準を下回り、平成15年10月10日に金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けたことから、同行の自己資本充実のために増資要請に応じたものであります。</p>		<p>欠損の填補等のための資本の減少 当社は、平成16年6月25日開催の定時株主総会において、資本金を減少させることを決議いたしました。これは、平成16年3月期決算に係る損失処理において、資本準備金などの取り崩しを行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、この繰越損失を一掃するとともに当社の財務戦略の柔軟性を高めるべく行ったものです。</p> <p>(1) 資本減少の内容 減資すべき資本の額 当社の資本の額 1,288,473,888,418円を 961,272,621,427円減少し、 327,201,266,991円といたします。 資本の減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本の額のみを減少する方法(無償減資)によります。 減少すべき資本のうち欠損の填補に充てるべき額 921,272,621,427円 なお、減少すべき資本の額との差額40,000,000,000円につきましてはその他資本剰余金に振り替えられます。</p> <p>(2) 資本減少の日程 定時株主総会決議日 平成16年6月25日 債権者異議申述最終期日 平成16年8月9日(予定) 減資効力発生日 平成16年8月10日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。



## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| (1) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月2日<br>関東財務局長に提出。   |
| (2) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月19日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月28日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 発行登録書及びその添付書類<br>社債の募集に係る発行登録書であります。   | 平成16年5月24日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年6月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| (6) 訂正発行登録書<br>上記(4)に係る訂正発行登録書であります。   | 平成16年6月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| (7) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度 自 平成15年4月1日<br>(第3期) 至 平成16年3月31日                          | 平成16年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書<br>上記(7)に係る訂正報告書であります。   | 平成16年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (9) 有価証券報告書の訂正報告書<br>上記(7)に係る訂正報告書であります。   | 平成16年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (10) 訂正発行登録書<br>上記(4)に係る訂正発行登録書であります。  | 平成16年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (11) 発行登録追補書類及びその添付書類<br>上記(4)に係る発行登録追補書類であります。  | 平成16年7月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (12) 訂正発行登録書<br>上記(4)に係る訂正発行登録書であります。  | 平成16年11月25日<br>関東財務局長に提出。 |
| (13) 発行登録追補書類及びその添付書類<br>上記(4)に係る発行登録追補書類であります。  | 平成16年12月6日<br>関東財務局長に提出。  |
| (14) 半期報告書の訂正報告書<br>平成15年12月25日提出の第3期中(自平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)半期報告書に係る訂正報告書であります。     | 平成16年12月15日<br>関東財務局長に提出。 |

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| (15) 有価証券報告書の訂正報告書<br>上記(7)に係る訂正報告書であります。   | 平成16年12月15日<br>関東財務局長に提出。 |
| (16) 訂正発行登録書<br>上記(4)に係る訂正発行登録書であります。   | 平成16年12月15日<br>関東財務局長に提出。 |
| (17) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年12月22日<br>関東財務局長に提出。 |
| (18) 訂正発行登録書<br>上記(4)に係る訂正発行登録書であります。   | 平成16年12月22日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	小	川	一	夫	Ⓔ
関与社員	公認会計士	倉	持	政	義	Ⓔ
関与社員	公認会計士	松	村		豊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、一部の連結子会社の会計基準変更時差異については、従来、主として10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括償却することに変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水 嶋	利 夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	茂 夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉 持	政 義	Ⓔ

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	印
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	印
代表社員 関与社員	公認会計士	小	川	一	夫	印
関与社員	公認会計士	倉	持	政	義	印
関与社員	公認会計士	松	村		豊	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行に対する増資払込みを実施した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓜ

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水 嶋	利 夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	茂 夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉 持	政 義	Ⓜ

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。